

特定業務 特定業務健診（安衛則 4 5 条）とは 健診項目は 2020.5

特定業務従事者の健康診断とは常時特定業務に従事する者に対する6ヶ月以内に1回実施の定期健康診断（「常時」の定義は無い）

1. 特定業務とは次の業務・・該当する作業や健診対象が不明な場合は労働基準監督署に問い合わせること
2. 業務の内容は通達発出時の昭和23年当時（労働安全衛生法未制定）の産業界の有害作業管理の実態を反映していると思われるが、現在の有害作業、有害性の認識と乖離（現在はもっと厳しい認識）がある可能性もある。

特定業務 (安衛則第13条)	業務の解説（昭和23年通達の概略） <>内は通達には記載されていないが参考	健康診断	
		一般健診項目	特殊健診項目
1 ・多量の高熱物体を取り扱う業務 ・著しく暑熱な場所における業務	<ul style="list-style-type: none"> ・溶融又は灼熱している鉱物、煮沸されている液体等で摂氏100度以上のものを取り扱う業務 <沸騰水から発生する水蒸気は一般に100度以上> ・著しい暑熱な場所とは、作業場所が乾球温度40度以上、湿球温度32.5度以上、黒球温度50度以上又は感覚温度（温度、湿度、気流から得られた指数）32.5度以上の場所 <多量の定義の記載はない> 	○	
2 ・多量の低温物体を取り扱う業務 ・著しく寒冷な場所における業務	<ul style="list-style-type: none"> ・液体空気、ドライアイスなどが皮膚に触れ又は触れるおそれがある業務 ・著しく寒冷な場所とは乾球温度摂氏零下10度以下場所（気流1m/秒ごとに3度低下するとして計算する）冷蔵倉庫、製氷、冷凍食品製造における冷蔵庫、貯氷庫、冷凍庫などの内部作業 	○	

<p>3</p> <p>ラジウム放射線、放射線、X線 線その他有害放射線にさらされる業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジウム放射線、放射線、X線、紫外線用いる医療・検査の業務 ・可視光線を用いる映写室内業務 ・金属土石熔融炉内の監視業務 ・紫外線、可視光線、赤外線の強烈なもの（ガス、アーク溶接） ・ウラニウム、トリウムなどの放射線物質取扱業務 	○	○
--	---	---	---

<p>4</p> <p>土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務</p>	<p>著しく飛散する場所とは植物性（綿、糸、ぼろ、木炭等）動物性（毛、骨粉等）鉱物性（土石、金属等）の粉じんを、作業場の空気1 c m³中に粒子数1 0 0 0個以上<粒子径の記載もなく、粒子数の測定は難しい>1 c m³中1 5 m g以上含む場所</p>	○	○
<p>5</p> <p>異常気圧下における業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高気圧下の業務とは圧気工法による業務（注1）や各種潜水器を用いた潜水作業注1；潜函工法、潜鐘工法、圧気シールド工法など大気圧を超える業務注2；ヘルメット式潜水、マスク式潜水など、空気圧縮機や手押し式ポンプによる送気、ボンベから給気する業務 ・低気圧下の業務とは海拔3 0 0 0 m以上の高山での業務 	○	○
<p>6</p> <p>さく岩機、鋌（びょう）打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衝程7 0 m m以下及び重量2 k g以下の鋌打機を除く、さく岩機、鋌打機を使用する作業 	○	○ (通達健診)
<p>7</p> <p>重量物の取扱い等重激な業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3 0 k g以上の重量物を労働時間の3 0 %以上取り扱う業務及び2 0 k g以上の重量物を労働時間の5 0 %以上取り扱う業務 ・重激な業務とは上記に準ずる労働負荷がかかる業務 <p><具体的な作業事例の記載なし></p>	○	○ (通達健診)

8 ボイラー製造等強烈な騒音を 発する場所における業務	・強烈な騒音とは等価騒音レベルが 90 d B 以上の屋内作業場 (平成 4 年 8 月 2 4 日 基発第 4 8 0 号より)	○	○ (通達健診)
9 坑内における業務	<通達に解説は無し>	○	

1 0 深夜業を含む業務	<通達に解説は無し> <深夜業とは午後 1 0 時から午前 5 時の間の業務> <対象者の深夜業の頻度；深夜業従事者の自発的健康診断結果の提出（安衛法 6 6 条の 2）に提出できる深夜業務対象者として前回健診受診後の 6 カ月間の月平均が 4 回以上（安衛則 5 0 条の 2）とされているので、おおむね月 4 回以上が対象と解釈する場合もある>	○	
1 1 次の有害物を取り扱う業務 水銀、ヒ素、黄りん、フッ 化水素酸、塩酸、硝酸、硫 酸、青酸、か性アルカリ、石 炭酸その他これに準じる有害 物	<通達に解説は無し> <本号は作業があれば対象 次号 1 2 は発散する場所における作業>	○	

<p>1 2 次の有害物のガス、蒸気、又は粉じんを発散する場所における業務鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄りん、フッ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物</p>	<p>・発散する場所とは以下の数値以上に有害物が空気中に存在する場所 鉛0.5mg/m³、水銀0.1mg/m³、クロム0.5mg/m³、ヒ素1ppm、黄りん2ppm、フ素3ppm、塩素1ppm、塩酸10ppm、硝酸40ppm、亜硫酸10ppm、硫酸5g/m³、一酸化炭素100ppm、二硫化炭素20ppm、青酸20ppm、ベンゼン100ppm、アニリン7ppm</p> <p>・その他有害物とは以下の物質。ただし、分量軽小で衛生上有害でない場合は該当せず 鉛の化合物、水銀の化合物（朱のような無害のものは除く）燐化水素、ヒ素化合物、シアン化合物、クロム化合物、臭素、フッ化水素、硫化水素、硝気（酸化窒素類）、アンモニア、ホルムアルデヒド、エーテル、酢酸アミル、四塩化エタン、テレピン油、芳香族及びその誘導体、高濃度炭酸ガス</p>	○	○ 酸類は歯科医師による健診 一部特化物
<p>1 3 病原体によって汚染のおそれが著しい業務</p>	<p><通達に解説は無し></p>	○	
<p>1 4 その他厚生労働大臣が定める業務</p>	<p><通達に解説は無し></p>	○	

健診項目の省略（一般的には年2回の内1回は全項目、あと1回は省略できない項目のみ実施）

6か月以内に受診した特殊健康診断と同じ検査項目は省略可（特定業務健診には一般健診安衛則第44条2項の省略規定にある「厚労大臣が定める基準」はない）

○実施項目 ●1年以内に1回の実施で足りる △前回の特定業務健診結果（6か月以内の一般健診結果）により医師の判断で省略可

健診のタイミング	既往歴、業務歴	自覚・他覚症状	身長、体重、聴力、視力、腹囲	X線	尿	血圧	貧血	肝機能	血中脂質	血糖	心電図
一般健康診断と同時期に実施した場合の健診項目	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○

特定業務健診のみ実施する場合の健診項目	○	○	○	●	○	○	△	△	△	△	△
---------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---